

湖南省三雲地域旧東海道沿道地区の景観づくりのガイドライン概要

① P6

実際に建築等の行為を行った場合に、三雲地域旧東海道沿道地区の景観にどのような影響が生じるのかを適切に判断するために、「完成予想パース」を提出を追加します。

1) 事前協議に必要な書類等 (2部提出)

事前協議対象行為	書類および図面	備考
・行為が「景観法」の届出対象となる場合	事前協議書	・景観計画区域内行為 事前協議書(様式第6号) ＜湖南省景観条例第14条関係＞
・行為が「景観法」の届出が必要かどうかを確認したい場合	行為の規模の概要書 完成予想パース	・高さ、階数、敷地面積、延べ床面積、建築面積がわかるもの ・旧東海道沿道から見た状況がわかるパース、スケッチ、CGなど

追加部分

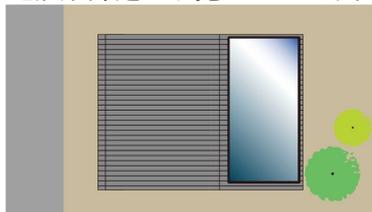
② P16

「建築物(建築物に付随する門および塀を除く。)の新築、増築または改築」の「2)形態」に関する基準に、「太陽光発電施設等」に関する基準を追加、解説を行っています。

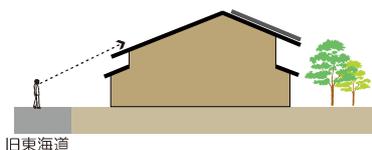
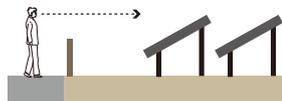
□ 太陽光発電施設等(太陽光発電設備その他これらに類するもの)は、旧東海道から望見できる場所には設置しない。

- ・周辺の建築物等の形状や色彩と異なる太陽光発電施設等は、周辺の景観を大きく損なうおそれがあります。
- ・太陽光発電施設等は、原則として旧東海道から見えない位置に設置しましょう。
- ・やむを得ず、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、道路に面する敷地境界からできるだけ後退し、植栽や板塀の設置などにより、道路など公共の空間から太陽光パネルや架台が望見できないように遮蔽措置を講じましょう。
- ・太陽光発電施設等を建築物に設置する場合は、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。

【旧東海道から見えないよう配慮した太陽光発電施設野設置イメージ】



旧東海道から見えない場所に設置



旧東海道



旧東海道



屋根の形状・色彩との一体感に配慮したソーラーパネルの例

「太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）」に関する基準については、直接の解説は記載して
 おりませんが、参考とする解説について但し書きをしています。

景観づくりの方針	P14
・・・	・・・
・・・	・・・
・・・	・・・
19 水面の埋め立てまたは干拓	○

※：「太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）」の基準については、「建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築」の「形態意匠」の解説や、「彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築」の解説をご確認ください。

② P17

街並みの連続性を説明するため、街並みの連続性に配慮している事例の写真の掲載から、より配慮の
 ポイントや、配慮後のイメージが分かりやすくなるよう、旧東海道の沿道に雰囲気合わせたイラスト
 の記載としました。



壁面線が統一された家並



道路に面した駐車場等の空地に周辺の景観と調和した門や塀を設置することで、街並みの連続性を確保している例



壁面線が統一された家並



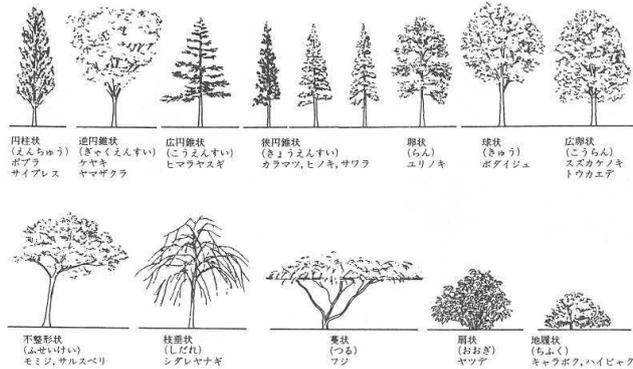
道路に面した駐車場に周辺の景観と調和した門や塀を設置することで、街並みの連続性を確保しているイメージ

③ P25、P26

「6）敷地の緑化措置」、について、「滋賀県景観計画ガイドライン」にも掲載されている「【樹形（樹冠）の基本形】」や一般的な「◇生垣に使用する主な樹木」のリストの掲載から、三雲地域の旧東海道沿いを特徴に配慮していただけるよう、現在の東海道沿道で、街道のイメージに調和している緑化の例の掲載しました。

また、「7）樹木等の保全措置」について、や、街道沿道で保存されている樹木等の事例を記載しました。

【樹形（樹冠）の基本形】



街道のイメージに配慮した緑化の例



小さなスペースを効果的に緑化している例

◇生垣に使用する主な樹木

高 生 垣	常緑：シラカシ・アラカシ・モチノキ・サワラ・ヒマラヤスギ等
日 陰 地	常緑：シラカシ・アラカシ・サンコジュ・サザンカ・ヤブツバキ・レッドロビン（セイヨカナメモチ）・ネズミモチ・ヒイラギモクセイ・イヌツゲ等
花 木	常緑：キンモクセイ・サザンカ・ヤブツバキ等 落葉：ドウダンツツジ等
新 緑	常緑：ベニカナメモチ・レッドロビン（セイヨウカナメモチ）
針 葉 樹	常緑：カイズカイブキ・サワラ・イヌマキ等
狭い場所	常緑：ナリヒラダケ・ヤダケ等

出典：環境・景観デザイン百科（彰国社編）

6）敷地の緑化措置



街道のイメージに配慮した緑化の例



小さなスペースを効果的に緑化している例



7）樹木等の保全措置



地域で大切にされている弘法杉（市指定文化財）



街道沿道の敷地内の樹木

④ P27

「垣、さく、へい（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築」について、基準を追加、解説を行っています。「門」についても同様の基準で運用するものとします。

□ 旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを用いる。

- ・旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合には、生け垣や、周辺の建築物等の雰囲気に調和する形態や意匠等を工夫するとともに、可能な限り自然素材を使用し、周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
- ・やむを得ず自然素材以外の材料等を用いる場合は、できる限り本物に近い、これらを模したものとしましょう。
- ・経年変化によって本物が醸し出す風合い・味わいに配慮し、良好な経年変化となりにくいものについては、適宜メンテナンス等を行うことで、景観上の大きな差が生じないように、配慮しましょう。



歴史街道野雰囲気に調和する生け垣と板塀の例